

平成 30 年度 国士舘大学自己点検・評価報告書に関する

外部評価報告書

令和元(2019)年 9 月

国士舘大学 外部評価委員会

目 次

I、外部評価について	・ ・ ・ ・ ・ 1
1、外部評価とは	
2、外部評価委員名簿	
3、外部評価委員会実施概要	
II、外部評価報告	・ ・ ・ ・ ・ 2
1、総括	
2、総評	
3、基準項目ごとの評価	
III、参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 16
国土舘大学外部評価委員会規程	

I、外部評価について

1、外部評価とは

国土館大学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者等による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として実施します。

2、外部評価委員名簿

		所 属	役 職	氏 名
1	委員長	学校法人 千葉工業大学	常務理事	宮川 博光
2	委員	世田谷信用金庫	専務理事	大場 信綱
3	委員	積水ハウス株式会社	人事部 東京オフィス 室長	奥村 健次
4	委員	東京都立光明学園	統括校長	田村 康二郎
5	委員	株式会社エービーシー商会	人材開発チーム 部長	山本 みどり

*敬称略、委員氏名は五十音順

*役職は、令和元(2019)年 8 月現在

3、外部評価委員会実施概要

日時：令和元(2019)年 8 月 5 日 (月) 11:00~16:00

場所：国土館大学 世田谷キャンパス 1号館 3階 第1会議室

時 間	内 容	国土館出席者
11:00~12:00	第1回外部評価委員会	
12:00~13:15	昼食及び資料・データの点検	
13:15~13:45	本学執行部との顔合わせ 本学の概要説明	理事長、学長、常任理事、副学長、教務部長
13:45~15:00	意見交換	法人事務局長、担当副学長、学長室長、教務部長、学生部長、入試部長、キャリア形成支援センター長、教務部事務部長、学生部事務部長、キャリア形成支援センター事務部長、FD推進課長、教務課長、教務課長補佐
15:00~15:15	休 憩	
15:15~15:45	第2回外部評価委員会	
15:45~16:00	講評及び終了の挨拶	理事長、学長、常任理事、副学長、教務部長

II、外部評価報告

1、総括

国土舘大学は、公益財団法人 日本高等教育評価機構の基準項目に沿った自己点検・評価を実施している。

2、総評

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーを明確に定めて進学相談会等で適切に周知している。入学試験も学部の特徴を生かし適切に運営し、学部・学科の収容定員は過不足無く安定的に充足している。

教育目的の達成に向けて、各学部の学年担任教員と教務担当職員が連携・協働による情報共有と運営で教育の質的向上を図っている。中途退学や留年者の防止策は、各学部で目標値を定め、修学指導や履修指導を強化して、個々の原因分析と改善策を講じ、退学率が大幅に改善をしている。

就職支援については、「就職指導委員会」で事業計画を策定し、キャリア支援課において各種就職支援講座・就職活動セミナーなどの運営と学生の就職に関する相談を適切に対応している。

学生生活支援は、学部間の調整を行う「学生主任会」と学生・厚生課が 3 キャンパスに設置され、課外活動・学生相談・奨学金など学生サービス向上を果たす組織が構築され適切に機能している。

教育目的の達成のために必要な校地・校舎は、大学設置基準を満たし、事業計画に基づいて適切に整備され、バリアフリー化は建物の入り口には施設を利用し易いように、スロープ・エレベーター・点字ブロックを設置し、安全・安心な環境を整備している。

学修支援では、年 2 回行う「授業評価アンケート」の結果を担当教員へフィードバックし、教育方法や授業改善のシステムが整備されている。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神及び教育理念・教育指針を踏まえ、知識・技能・態度といった点で「何が出るか」を学修成果とするディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧・ホームページにも明示され周知している。

学部・研究科ごとに「教育課程と内容」、「教育方法」、「学修成果の評価」の 3 項目に分けてカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を第三者が毎年「シラバスチェック」を行い、整合性を確保している。教授方法の開発では、全学 FD 委員会が大学教育に必要な学修方法の習得を目的に、教育プログラムをアクティブ・ラーニング等の多様な授業形態を考慮して、授業改善と工夫に取組み、教育方法の改善の組織体制が整備され運用している。

シラバスに教育目標の達成度を評価する「評価の基準」や「具体的評価方法」を明記して、ルーブリックを評価システムとして導入し、4 年間の学修成果を点検・評価する指標として改善を図っている。

「基準4. 教員の配置・職能開発等」について

教育目的や教育課程に即した教員採用は、「国土舘大学教員規則」に基づき、学位課程で必要とする資格及び条件、専門分野における能力を明示し、「人事調整委員会」にて、教員人事に関する方針及び計画を決定している。教員の採用・昇任等については、「国土舘大学教員任用規則」に則り、「大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱」、「国土舘大学全学部共通教員評価基準」を制定し、採用・昇任の方針を明示して、適切に運用されている。FD 委員会は、「国土舘大学 FD 委員会規程」に基づき、教育の質的向上を目指し改善に取り組んでいる。また、FD ワーキンググループを編成して、FD シンポジウム・FD 研修会・公開授業などを開催して、教職員が共通の認識をもち教育内容や方法の改善と教員の能力向上に向けて、組織的に活動している。

総じて、建学の精神に基づき、教育の質向上に向けて三つのポリシーの見直しを含め教育の質向上・学生支援の強化・入学者の確保の視点で、進捗状況の把握と改善事項を毎年度検証している。目標達成に向けた取り組みを実施する PDCA サイクルの仕組みを構築して、学部・学科が有機的な連携を図り、関係法令に準拠して運営を行っている。また、「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国土』の養成」を特色とする教育研究活動と人材育成を目指し、教育の内部質保証を図る教育支援体制及び環境の改善を継続的に行っている。

3、基準項目ごとの評価

●基準項目 2-1 学生の受入れ

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

[評価委員 A]

- ・建学の精神、教育理念・教育指針を基に反映をされた学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーが定められ、大学案内を始めとし、オープンキャンパス、進学説明会、受験生・保護者・高等学校及び社会に対して、入学希望者に対して学生像や学力・能力水準がわかりやく明記され周知している。
- ・入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って、AO・各種推薦・一般入学試験を多様な方法で実施している。入学試験は、「国土舘大学入学試験運営規程」「国土舘大学入学試験運営要領」に基づいて、教授会が毎回体制の確認をして、入試区分ごとの学生受入れの適切性と公正を保つための点検評価を実施し改善を図っている。
- ・学部学科の定員に関しては、過去 5 年では入学定員超過率を越えている年度があるが、平成 30 年度では、学部ごとでは適正水準で推移し、在学学生数も過不足無く定員を確保している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目である学生の受け入れについて、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・入学者選抜が多岐にわたるため多様な学生が受け入れられていると思われる。一方、事務作業が増え職員の働き方改革に影響はないのか懸念される。選抜方法ごとの費用対効果をみていく必要があるのではないかと。学部生の受入れは適正に維持されているが、院生の受入れにおいては未充足が続いており 2022 年までに入学定員充足率の向上することだが魅力ある改革が望まれる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・アドミッション・ポリシーが周知されていることが理解できた。

【優れた点】

- ・入学定員充足率が 1.10 未満に抑えられており、補助金カットの対象にならないよう制度をきちんと利用した運営がされている。
- ・明確で伝わりやすいアドミッション・ポリシーが、何よりも優れている。

【参考意見】

特になし。

●基準項目 2-2 学修支援

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・学生への学修支援は、「国土舘大学学部規程」に則り、各学部の学年担任教員と教務担当職員が連携・協働で、支援する体制を整備している。また教職協働の組織の「教務主任会」において、授業支援の方針・計画・実施方法を議論・策定して学修指導を適切な支援体制で運営している。
- ・障がいのある学生も、受験前に学修環境を相互に確認の上で受け入れ、障がいに対する理解と障がいの状況に応じた学習支援など、個別に対応している。
- ・オフィスアワーは、全学部の専任教員によって実施している。時間帯については、

ホームページで周知し、学生は授業に関することから学生生活全般に至る相談をできる状況になっている。また非常勤講師についても、平成 31 年より対応する。

- ・教員の教育支援としては、「国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づいて、授業の準備・実験・実習などの学修支援を行っている。これにより院生の教育トレーニングや経済的支援となり効果を上げている。
- ・中途退学や留年者の防止策は、全学を挙げて各学部で目標値を定め、修学指導や履修指導を強化して実施している。単位修得状況の低い学生には、学年担任教員や教務担当職員が学生と面談し、個々の原因分析を行い指導及び改善策を講じている。平成 25 年と比較すると平成 29 年度は 27%の改善の効果が見られた。

[評価委員 B]

- ・基準項目である学修支援について、満たしている。

[評価委員 C]

- ・教員と職員の協働・学修支援体制は概ね整備されていると思われる。障がい学生に対しては、入試前に個別対応にてかなり丁寧に対応されており保護者に安心感を与えていると思われる。マイノリティ対策がマジョリティ対策に通じることが多分にあるため、大学としては当たり前のレベルが当事者にとっては不安に感じることも多いと予想され、今後さらなる配慮が標準になっていくことが望まれる。中退希望者は減っているとのことだが、修業支援策の強化等更なる改善が望まれる。

[評価委員 D]

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。
- ・特に、「秋期学生面談シートを拝見した感想」から、学生の状況に応じて面談を行い、課題分析と助言を与える機会を設けている。さらに、個別支援に留まらず、そこから得られた実態分析を基に健全育成策として「アルバイトの仕方」「重要科目の設定」等を示し、学生生活の望ましい生活リズムの確立を図っている等、きめ細かく組織的に対応していると判断した。

[評価委員 E]

- ・大学生の「日本語表現力」の低下が著しく、ぜひこの分野は入学前教育で全学部に導入してほしい。

【優れた点】

- ・中途退学や留年防止に対する諸施策が功を奏し、退学率が低減していることは評価できる。
- ・全学部対象に実施されている父母懇談会は丁寧に実施されており評価できる。
- ・留学生の不法滞在の根絶のため様々な施策が講じられていることは評価できる。
- ・障がいのある学生に対し、入試に留まらず、入学後も環境面や学修面からも各自の

特別なニーズに即してとりうる最大限の対応を行っている大学の姿勢は評価できる。

【参考意見】

特になし。

●基準項目 2-3 キャリア支援

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・キャリア教育は、学部ごとに学修内容の特性と学生の志向を考慮して、1・2年次生の教育課程内にキャリア教育科目を開講している。3年次以降の就職活動に向けて、各学部の専門性を生かし、各種資格につながるカリキュラム編成を行っているなど、キャリア教育の支援体制が整備されている。
- ・インターンシップは、キャリア形成支援センター主催型、公募型、学部独自型の3種類があり、参加する学生には説明会を開催して、事前に社会人マナー等を指導した上で、受け入れ先企業を決定している。また、職員が期間中に企業を廻り、実施状況の把握と意見交換を行い、次年度に向けての改善を図っている。
- ・全体的な就職指導は、「就職指導委員会」にて事業計画を策定し、各学部と連携してキャリア教育・各種資格講座・就職活動セミナーなどの運営と学生の様々な就職に関する相談に個別に対応する体制で適切に運営している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目であるキャリア支援について、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・学部ごとに1年次、2年次キャリア教育が実施されており3年次から4年次の就活につながっていると思われる。インターンシップが就業体験のみに留まらず選考の場になってきているため、より沢山の企業のインターンシップに参加することと授業との両立が難しくなっている。そのため学生に対する業界選定のための情報提供及びガイダンスが高等学校から大学1年、2年と早い時期から継続されていることが大切になってくると思われる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・学生の気持ちに沿った、極めて細やかな取り組みをしている。

【優れた点】

- ・学部ごとに、専門性や特性を生かしたキャリア教育科目を正課内科目に開講し、多様化した社会に向けた人材育成のカリキュラム編成や就職プログラムの実施は評価できる。
- ・きめ細かい対応を実務として行っている。
- ・学部ごとにインターンシップに対する考え方も違い画一的になっていないことは評価できる。
- ・「障がいをもつ学生のためキャリアガイダンス」に臨んだ学生に対して、個別ニーズを踏まえた継続的な相談を行い、就労情報の提供等も含めた手厚い支援を行ってきた実績がある。
- ・インターンシップ提携企業数からも分かるように、学生が社会（企業）に目を向ける機会づくりに取り組んでいる。

【参考意見】

- ・大学として、学生として、企業としての 3 つの視点を意識された方がよりよい支援が出来ると感じる。

●基準項目 2-4 学生サービス

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・学生生活支援としては、学部間の調整を行う「学生主任会」と直接担当する学生・厚生課が 3 キャンパスにそれぞれに設置され、課外活動・学生相談・奨学金など学生サービス向上と厚生補導の総合窓口として役割を果たす組織が構築され、適切に機能している。
- ・奨学金制度は、「国士舘大学奨学生規程」に基づき、大学独自の「学業優秀奨学生」など奨学金の他に、公的機関・企業などの奨学金制度があり、学生の経済的支援を組織的に実施している。
- ・学生の課外活動支援は、120 団体の公認クラブが登録され、学生・厚生課が指導や助言を行い適切に支援している。また、課外活動援助金として、大会参加費・課外活動振興費・特別奨励金などを支給して、活動の充実を図っている。
- ・学修や学生生活における悩みの相談・指導及び心理上の悩みの相談などは、「学生相談室」を設置して、精神科医・臨床心理士（カウンセラー）の相談者を配置して、適切に支援を行っている。また「健康管理室」を設置して、「国士舘大学健康管理室規程」に基づき、年間通して学生の健康管理と健康増進の情報をホームページやメールで配信している。

〔評価委員 B〕

- ・ 基準項目である学生サービスについて、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・ 学生・厚生課が十分に機能し、学生の為に様々な方向から支援がされているのではないと思われる。経済的支援である奨学金制度のなかで返還義務のあるものは就職後の返還事故をいかに減らしていくか、本人の将来のためにも説明会だけでなく基準の強化、大学の更なる関与も必要ではないだろうか。課外活動への支援に関しても明文化されており公平感、納得度合いは高いと思われる。

〔評価委員 D〕

- ・ エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・ ハラスメント防止対策への意識向上は社会的にも急務と思われる。

【優れた点】

- ・ 学生の健康管理を「国士舘大学健康管理室規程」を作り、運営管理しているのは評価できる。
- ・ 他大学と比較して健康診断受診率は高いが学業後の就業において健康は最優先であるため、更なる改善が望まれる。

【参考意見】

- ・ 奨学金利用の借入後の返済について、支援機構は余り動いていないことから大学独自でフォローを行うことを期待したい。
- ・ ハラスメント研修を学部ごとに行っており、意識の浸透はできていると思われるがこれで十分ということではなく、ハラスメント対策は研修等を一気に行うことで大学の本気度が伝わることから実施することに期待したい。
- ・ ハラスメント防止に向けた意識啓蒙活動を前倒しで行うことが望まれる。

● 基準項目 2－5 学修環境の整備

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・ 教育目的の達成のために必要な校地・校舎は、3 キャンパス（世田谷区・町田市・多摩市）を有し、教育・研究施設は大学設置基準を満たし、事業計画に基づいて適切

に整備され有効に活用している。

- ・学修環境としては、教室に視聴覚機器を設置して、「アクティブ・ラーニング」による学習効果の促進を図っている。図書館も 3 キャンパスに設置して、教育研究に必要とされる学術情報書籍や資料が確保され、OPAC を利用して図書検索や貸し出しが出来る環境を整備している。
- ・IT 教育施設は、3 キャンパスに端末室を設け、PC(合計 882 台)で情報教育や情報サービス環境を整備している。学内はインターネットの利用可能な環境であり、学生は常に学術的情報を収集できる環境となっている。
- ・バリアフリー化は、障がい者などの多様な利用者に考慮して、建物の入り口には施設を利用し易いように、スロープ・エレベーター・点字ブロックを設置し、安全・安心な環境を整備している。
- ・授業や実習を行う施設は、授業の特性や履修学生数を勘案して、学修効果を十分に上げられる適切な学生数で開講している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目である学修環境の整備について、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・教室環境の整備、施設設備の維持管理はきちんと遂行されておられると思われる。また図書館の整備において世田谷 6 大学コンソーシアム横断検索は学生のことがよく考えられており評価できると思う。
- ・二つの学生寮が完備されており外国人留学生用、男子用、女子用の厚生用、合宿用として運用されているが、今後更なる留学生の増大も考えて寮を見直すことも必要になってくるとと思われる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・施設、設備を高めていることが理解できた。

【優れた点】

特になし。

【参考意見】

特になし。

●基準項目 2－6 学生の意見・要望への対応

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・学習支援では、「授業評価アンケート」を春・秋期に年2回実施し、授業アンケートの結果を担当教員へフィードバックしている。学生の自由記述は、科目担当教員に配布して、学生への要望や改善点をシラバスの「授業評価アンケートフィードバック欄」に記載するなど教育方法や授業改善のシステムが整備され改善が図られている。
- ・学生生活に関する学生の意見は、相談箱「学生の声」を設置して、毎週月曜日に回収して、学生・厚生課がまとめ、関係部署に連絡して速やかに対応している。3年毎の「学生生活実態調査」や4年毎の「留学生実態調査」により、学生生活の問題点や悩み、心身の状況を把握して支援体制の改善に反映している。
- ・学修環境の意見や要望は、講義システム「manaba」を利用して満足度を調査分析している。その結果を報告書にまとめ、各部署に配布及び報告会を実施して、支援体制の改善と施設設備の改修計画を作成などに反映している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目を満たしていると感じるが、社会全体のレベルが低下している今、従来の大学生の大人としての見方より子供と大人の境とも捉えてはどうか。例えば、アンケートをゼミ活動の中で実施する等。

〔評価委員 C〕

- ・manaba、相談箱、お問い合わせフォーム等 様々な形で学生からの情報・意見を吸い上げる工夫がされていると思います。集計・分析された調査結果は学内各部署に配布され報告会も行われている。ここから改善計画が作成されているとのことだが、学生からの費用対効果の優れた改善案に対してアイデア賞などの表彰状を出すなど感謝の意を表す制度・フィードバックする制度があってもよいのではと感じる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・学生生活実態調査の回収率を上げる必要があると考える。

【優れた点】

- ・体育学部の「学部長と語る会」のように、学生と直接対話し意見や要望をくみ上げることは評価できる。

【参考意見】

特になし。

●基準項目 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・建学の精神及び教育理念・教育指針を踏まえ「三つの方針策定委員会」を設置して、教育研究上の目的に沿って、知識・技能・態度といった点で「何が出来るか」を学習成果とするディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは学生便覧・ホームページにも明示され、在学生にはガイダンス等で周知している。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえ「学則」、「国士舘大学学位規程」に単位認定基準・進級基準・卒業認定基準等は定められ、適切に運用されている。シラバス作成時に、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明記するように科目担当教員に周知徹底している。
- ・成績評価に GPA を活用して、学業成果の自己評価・所要単位の把握・主体的な学修の教育的指導や支援に厳正に適用している。成績評価の得点を基に奨学制度や表彰者の選考等に活用している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目である単位認定、卒業認定、修了認定について、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準等を決め、学生便覧、大学ホームページで明示、ガイダンスで周知していることは評価できるが、運用が公明、公正にされているかどうか、自己点検・評価に委ねられている現状を今後どう check していくか、がポイントであると思われる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・ディプロマ・ポリシーが周知されていることが理解できた。

【優れた点】

- ・GPA に関して、企業側の視点からすると学業に励んだか、経験を積んだのか判断材

- 料の1つとなる点は評価できる。
- ・ディプロマ・ポリシーが具体的である点は評価できる。

【参考意見】

特になし。

●基準項目3-2 教育課程及び教授方法

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・建学の精神及び使命・目的に基づき教育指針を踏まえ、学部・研究科ごとに「教育課程の内容」、「教育方法」、「学習成果の評価」の3項目に分けてカリキュラム・ポリシーが定めている。カリキュラム・ポリシーは、学生便覧・大学案内・ホームページで公開して周知している。
- ・建学の精神を教育基盤として、各学部・研究科の専門性と独自性を生かし、教育目標とディプロマ・ポリシーを基に、カリキュラム・ポリシーが定められ一貫性が確保されている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「総合教育科目・外国語科目・専門科目」と体系的に編成して配置している。授業科目は学修の順次性を考慮してナンバリングによって明確にしている。
- ・シラバスは、「授業概要・ねらい」「到達目標」では、学習成果をディプロマ・ポリシーの「何ができるようになるのか」に力点を置き記載している。シラバスの内容が、適正に確保しているか、第三者の「シラバスチェック」を毎年行い、整合性を確保している。
- ・教養教育は、カリキュラム・ポリシーに則り、「人文・社会・自然」の多角的知識と教養を学び、専門分野と調和発展させる科目とし、適切に実施している。創立以来重視している「文武両道」の観点から、全学部で武道種目が受講できる。1年間の単位上限は50単位未満と定められている。
- ・教授方法の工夫と開発では、全学FD委員会が検討して、大学教育に必要な学修方法の習得を目的とした教育プログラムをアクティブ・ラーニングを含め多様な授業形態の中で、授業改善と工夫に取り組んでおり、教育方法の改善の組織体制が整備され運用している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目である教育課程及び教授方法について、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を意識してよく検討されていると思われる。また授業内容とシラバスとの整合性を毎年度第三者に評価させていることは評価できる。

[評価委員 D]

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

[評価委員 E]

- ・基礎、教養、といった土台づくりに力を入れている印象。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性があるからこそ、と感じた。

【優れた点】

- ・教養教育を実施している点は評価できる。

【参考意見】

特になし。

●基準項目 3-3 学修成果の点検・評価

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

[評価委員 A]

- ・シラバスには、到達目標に対する達成度を評価する「評価の基準」や「具体的評価方法」を明記して、学修成果を評価している。一部の学部の卒業論文では、ルーブリックを評価システムとして導入して、4年間の学習成果を点検・評価する指標として運用している。
- ・学修成果には、「授業評価アンケート」による学生の自己評価や各種資格試験・検定試験・公務員・教員採用試験の合格率や就職状況なども併せて分析して点検評価に活用している。
- ・毎期ごとに実施している「授業評価アンケート」では、各設問の平均値と比較を行い、自由記述と併せて、教員にフィードバックしている。評価の低い教員には授業の「改善等計画書」を提出させ、授業改善を図っている。また、シラバスの「授業評価アンケートフィードバック欄」に集計結果を受けて、学生への授業評価アンケートへのコメントを記載している。

[評価委員 B]

- ・基準項目である学修成果の点検・評価について、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・学修成果の点検、評価を直接評価と間接評価の両面からされている事は評価できる。また授業評価アンケートフィードバック、学生生活実態調査分析結果の共有など学習指導の改善に役立っていると思われる。公務員行政職、警察、消防、教員希望の入学希望者（新入生）が多く集まってきていることと、教員・公務員就職者が就職決定者の 22%弱あることは、3 キャンパスに開設された教職支援室の存在など大学の戦略が功を奏しているものと考えられる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。
- ・免許取得者及教員採用者の実績に対する説明から、今後の社会を担い手を育てるために、幼小中高等において教育指導を担う教員志望者に免許を取得させ、学校界に送り出すことは大きな社会的意義を果たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・調査、アンケートの回収率がもう少し高ければ、と思った。

【優れた点】

- ・シラバスに、学生へのアンケート結果に対するコメントを記載して、全学的に情報共有と点検・改善を図っていることは評価できる。
- ・採用試験対策に丁寧に取り組む姿勢は評価できる。（今後の改善点も明確に把握している点）

【参考意見】

特になし。

●基準項目 4－2 教員の配置・職能開発等

【評価結果】

基準項目を満たしている。

【評価に対するコメント】

〔評価委員 A〕

- ・教育目的や教育課程を即した教員採用は、「国士舘大学教員規則」に基づいて、学位規程で必要とする資格及び条件、専門分野における能力を明示し、「人事調整委員会」にて、教員人事に関する方針及び計画を決定している。また、大学設置基準を遵守し適切な教員配置を行っている。
- ・教員の採用・昇任等については、「国士舘大学教員任用規則」に則り、「大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱」、「国士舘大学全学部共通教員評価基準」を制定して、採用・昇任の方針を明示して、昇任については、教員評価も加味され、

適切に運用されている。

- ・FD 委員会は、「国士舘大学 FD 委員会規程」に基づき、教育の質的向上を目指し改善に取り組んでいる。また、FD ワーキンググループを編成して、FD シンポジウム・FD 研修会・公開授業などを開催して、教職員が共通の認識もち教育内容や方法の改善と教員の能力向上に向けて、組織的に活動している。

〔評価委員 B〕

- ・基準項目である教員の配置・職能開発等について、満たしている。

〔評価委員 C〕

- ・教員数を必要以上に増やす必要はないが、学生数が入学定員充足率上限に近づいてきた場合に教員が不足することも考えられ、この場合学生に不利益が生じることになる。現段階では人事調整委員会が機能しており学部教員に不足はないが、研究科においては一部不足も出ており 教員の確保及び配置が急務である、さらに昇任を見据え教員のモチベーション向上を考えていく必要があると思われる。

〔評価委員 D〕

- ・エビデンス集及び質問回答により、基準を満たしていると判断した。

〔評価委員 E〕

- ・FD 推進のために全学的な取り組みを行っていることが理解できた。

【優れた点】

- ・FD の推進のために、「ファカルティー・デベロッパー養成講座」を修了した教員を各学部配置して、全学的に FD 活動を推進する体制を強化していることは、評価できる。

【参考意見】

特になし。

Ⅲ、参考資料

国士舘大学外部評価委員会規程

制定平成 30 年 5 月 23 日

(設置)

第1条 国士舘大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者等による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として、国士舘大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 外部評価委員会は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

(1) 大学等の教育機関の教職員 1 名

(2) 本学の所在する地域の関係者

(3) 前号以外に理事長が必要と認めた者

2 委員長は、前項第 1 号に定める者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

4 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。なお、任期の途中で交代する場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営方法)

第3条 外部評価委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の 3 分の 2 以上の要求があったとき委員長が招集する。

2 外部評価委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

3 外部評価委員会は、審議のため必要があるときは、関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

(職掌事項)

第4条 外部評価委員会は、国士舘自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）が行う自己点検・評価活動に関する評価を行う。

2 前項における基準項目及び方法は、自己点検・評価委員会において別に定める。

3 外部評価委員会は、前項の評価の結果を自己点検・評価委員会に報告する。

(評価の時期)

第5条 外部評価委員会による評価及び報告が実施される年度は、自己点検・評価を実施した翌年度とする。

(守秘義務)

第6条 外部評価委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘とすべきとされた事項は他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 外部評価委員会の庶務は、学長室FD推進課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て理事会で決定する。

附則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

